

議案第28号

磐田市栄町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

磐田市栄町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のように制定  
するものとする。

令和8年2月16日提出

磐田市長 草地博昭

## 磐田市栄町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

磐田市栄町自転車等駐車場条例（平成17年磐田市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第10条中「午前零時から午後12時までとし、駐車場へ出入りできる時間は、午前6時から午後9時まで」を「午前零時から午後12時まで」に改める。

第12条第1号中「道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第10号」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項」に改め、「する原動機付自転車」の次に「（二輪のものに限る。）」を加え、同条第2号中「法第2条第1項第11号の2」を「道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2」に改める。

第13条第1項中「を使用しようとする者（以下「使用者」という。）」を「の使用料」に、「に定める使用料を納付しなければならない」を「のとおりにする」に改め、同条第2項中「使用料は、」の次に「駐車場を使用するもの（以下「使用者」という。）から、」を加え、「駐車票兼領収書と引換えに納付し」を「自転車等を出場させる際に」に、「交付を受ける」を「発行の」に、「、納付しなければならない」を「徴収する」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

